

都区の事務配分に関する検討状況（第24回幹事会～第27回幹事会分）

事 務 名			幹事会	評 価			頁	
				都	区	結果		
【生活・文化分野】B								
B	-	2	国際交流の推進に関する事務	24回	都	都	都	1
B	-	3	市民活動の促進に関する事務 (※第24回幹事会事務名変更)	24回	都	都区	是非	2
B	-	4	男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)	24回	都	都	都	3
B	-	5	消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)					
	1	(1)	消費生活対策に関する事務	24回	都	都	都	4
	2	(1)	公衆浴場対策に関する事務	24回	都	都区	是非	5
B	-	6	私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)	24回	都	都区	是非	6
B	-	7	文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)					
	1	(1)	文化振興に関する事務	24回	都	都	都	7
	2	(1)	江戸東京博物館などの運営に関する事務	24回	都	都	都	8
	3	(1)	東京文化会館などの運営に関する事務	24回	都	都	都	9
B	-	8	スポーツ施設の運営に関する事務 (※第24回幹事会事務名変更)	24回	都	都	都	10
B	-	9	体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)	24回	都	都	都	11
【国土・都市基盤整備分野】C								
C	-	2	都市基盤調査などに関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)					
	1	(1)	総合治水対策に関する事務	25回	都	都区	是非	12
	2	(1)	外環に係わるまちづくりの調査に関する事務	25回	都	都	都	13
C	-	3	みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)	25回	都	都区	是非	14
C	-	4	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	26回	都	都	都	35
C	-	5	首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)	25回	都	都	都	15

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引続き検討」と方向性を整理したもの

事 務 名		幹事会	評 価			頁	
			都	区	結果		
C	- 7	新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)	26回	都	都	都	36
C	- 11	都市開発資金の借入れなどに関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)	25回	都	都区	是非	16
C	- 12	都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)					
	1	(1) 避難場所・避難道路の指定に関する事務	25回	都	都	都	17
	4	(1) 木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	25回	都	都区	是非	18
	5	(1) 住宅市街地総合整備事業などに関する事務	25回	都	都区	是非	19
C	- 13	土地区画整理事業の助成に関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)	25回	都	都区	是非	20
C	- 15	都市改造に関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)					
	1	(1) 土地区画整理事業の施行に関する事務	25回	都	都区	是非	21
	2	(1) 市街地再開発事業の施行に関する事務	25回	都	都区	是非	22
	3	(1) 沿道一体整備事業の施行に関する事務	25回	都	都区	是非	23
C	- 16	しゃれた街並みづくりの推進に関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)	25回	都	区	是非	24
C	- 17	建築物の耐震改修の促進などに関する事務	25回	都	都区	是非	25
C	- 18	民間住宅施策の推進に関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)	25回	都	都区	是非	26
C	- 19	都営住宅の供給に関する事務 (※第25回幹事会事務名変更)	25回	都	都区	是非	27
C	- 20	公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務					
	1	(1) 都立公園の整備・管理に関する事務	25回	都	都区	是非	28
	2	(1) 動物園の整備・管理に関する事務	25回	都	都	都	29
	3	(1) 霊園の整備・管理に関する事務	25回	都	都	都	30
	4	(1) 青山葬儀所の整備・管理に関する事務	25回	都	都	都	31
	5	(1) 瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務	25回	区	都	是非	32

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直し是非を引続き検討」と方向性を整理したもの

事 務 名		幹事会	評 価			頁	
			都	区	結果		
C	- 21	東京港の整備・管理に関する事務					
	1	(1) 港湾施設の整備・管理などに関する事務	25回	都	都	都	33
	2	(1) 海上公園の整備・管理に関する事務	25回	都	都区	是非	34
【環境・廃棄物分野】D							
D	- 2	地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)	26回	都	都区	是非	37
D	- 3	環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)					
	1	(1) 事業者の環境保全活動への支援に関する事務	26回	都	都区	是非	38
	2	(1) 騒音振動防止対策に関する事務	26回	都	都区	是非	39
D	- 4	自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)					
	1	(1) 自動車交通量対策に関する事務	26回	都	都	都	40
	2	(1) 自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)	26回	都	都区	是非	41
	3	(1) 道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)	26回	都	都	都	42
D	- 6	緑地保全策の推進に関する事務	26回	都	都区	是非	43
D	- 7	生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)	26回	都	都区	是非	44
D	- 8	廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)	26回	都	都	都	45
【福祉・保健分野】E							
E	- 1	新しい福祉の基盤づくりに関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)					
	1	(1) 新しい福祉の基盤づくりに関する事務	26回	都	都区	是非	46
	2	(1) 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務	26回	都	都	都	47
E	- 5	福祉サービス第三者評価システムに関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)	26回	都	都	都	48
E	- 8	地域医療対策に関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)	26回	都	都区	是非	49

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引続き検討」と方向性を整理したもの

事 務 名		幹事会	評 価			頁
			都	区	結果	
E - 9	医療人材対策に関する事務(看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など)					
	1 (1) 医療人材の確保に関する事務	26回	都	都	都	50
	2 (1) 都立看護専門学校の運営に関する事務	26回	都	都	都	51
E - 11	血液の確保に関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)	26回	都	都	都	52
E - 12	医療費助成に関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)	26回	都	区	是非	53
E - 13	健康づくりの推進に関する事務 (※第26回幹事会事務名変更)	26回	都	都	都	54
E - 14	低所得者等への援護に関する事務					
	2 (1) 低所得者等への援護に関する事務(生活保護)	27回	都	区	是非	55
E - 15	福祉のまちづくりの推進に関する事務	27回	都	都区	是非	56
E - 19	山谷対策に関する事務	27回	都	都	都	57
E - 20	地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務	27回	都	都区	是非	58
E - 22	老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務					
	2 (1) 老人福祉施設等の整備に関する事務	27回	都	都区	是非	59
E - 27	保育所等に関する事務	27回	都	都区	是非	60
E - 28	子育て支援に関する事務	27回	都	都区	是非	61
E - 33	障害者の経済的基盤の整備に関する事務	27回	都	区	是非	62
E - 34	障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務	27回	都	区	是非	63
E - 38	重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務	27回	都	都	都	64
E - 39	精神障害者の医療対策に関する事務	27回	都	都区	是非	65
E - 41	健康安全に関する事務	27回	都	都	都	66

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しのは是非を引続き検討」と方向性を整理したもの

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

2 国際交流の推進に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 国際交流の推進に関する事務	<p>地域国際化推進検討委員会を設置し、地域国際化推進の課題を話し、都政に反映させていく。また、民間団体が在留外国人を支援する事業に助成する事務等を行う。</p>	区	○							<p>○地域社会の国際化を推進し、在住外国人の支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○	○	○				<p>○地域の国際化に係る課題や施策の方向性の提示や、広域的に活動している団体への助成などは都が行い、区は在住外国人の国籍、集住度など地域の実情に応じた取組を進めることにより、都区が連携して総合的な地域国際化施策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、防災（語学）ボランティアの募集・登録については、各区が個別に行うよりも、都が広域的に行った方が、少数言語を含めた多様な人材が確保できる。区は、外国人の居住状況に応じて、防災に限らず生活全般における身近な語学ボランティアの募集・登録を行い、都との連携の下、日本語が不自由な外国人を言語面でサポートしていく必要がある。</p> <p>○また、国際交流に関する情報提供や普及啓発については、都区がそれぞれ立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

3 市民活動の促進に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
1 市民活動の促進に関する事務		区	○							<p>○市民活動を促進するための連絡調整や支援等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、地縁団体への支援など地域活動に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○ ○ ○								<p>○都民・区民の自主的・自発的な活動がさらに活発なものとなるよう、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して市民活動を促進していく必要がある。</p> <p>○例えば、区市町村とNPOとの橋渡しや連絡調整については、都が広域的立場から行う必要があるほか、災害時のボランティア支援については、国や他県との広域的な連携の下、都が区の活動を支援していく必要がある。</p> <p>○また、地域の底力再生事業助成は、町会・自治会の先駆的な取組をモデル事業として助成するものであり、その成果を、より発信力のある都が広域的に発信していくことで、これらの活動が各所で展開・発展し、広がりをもったものとなる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

4 男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)	男女平等参画社会の実現に向け、東京ウィメンズプラザの管理運営を行う。	区	○							<p>男女平等参画を推進するための支援や情報提供を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が管理運営している東京ウィメンズプラザは、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○ ○ ○							<p>○ 普遍的概念である男女平等社会の実現に向けて、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組や区市町村の取組の支援を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区がそれぞれ役割を果たしつつ連携することで相乗効果を発揮し、男女平等参画施策を推進していく必要がある。</p> <p>○ 例えば、都内の女性センターや区の相談員を対象とした各種研修・講座等については、区における男女平等参画推進のための取組を支援する立場から、都が担う必要がある。</p> <p>○ 配偶者暴力防止法の規定により都道府県に整備が義務付けられている配偶者暴力相談センター機能を、都は東京ウィメンズプラザに担わせており、また、平成19年の同法改正により、市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備が努力義務化されたことに伴い、区におけるセンター機能の整備を促進するため、都が区を支援する役割を果たす必要がある。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

5 消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 消費生活対策に関する事務											
(1) 消費生活対策に関する事務	消費生活の安定と向上のため、事業活動の適正化、消費者の支援等を行う。	区	○							<p>○消費生活の安定と向上のために、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
(1) 消費生活対策に関する事務	消費生活の安定と向上のため、事業活動の適正化、消費者の支援等を行う。	都	○	○	○	○	○			<p>○都民・区民の消費生活の安定と向上を図るためには、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定水準の消費生活環境を提供するための取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な消費生活対策を推進する必要がある。</p> <p>○消費者安全法（平成21年9月施行）により、消費生活相談等の事務及び消費生活センターの設置が都道府県に義務付けられたこともあり、都条例に基づきその他の事務についても、法令に基づき事務と一体的に都が行うことにより、効果的な実施が可能となる。</p> <p>○また、同法により、消費生活相談等の事務は市町村にも義務付けられ、消費生活センターの設置は市町村の努力義務とされた。近年複雑化・高度化している相談内容に対応するため、専門的なノウハウや相談マニユアルの提供、消費生活相談アドバイザー（弁護士、建築士等の専門家）による助言、相談員研修による区の相談機能の強化等により、都はセンターオペレーションの立場から区の業務を支援していく必要がある。</p> <p>○被害防止キャンペーン等の啓発事業については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

5 消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)										
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門 規 模	一 体 法 令 特 段	考 え 方	総合		
								評 価	評 価	
2 公衆浴場対策に関する事務		区 ○	区 ○					都 区		<p>○都民の入浴機会の確保と経営の安定化を図るために公衆浴場に対する助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、個々の浴場に対する補助など、地域に密着した事務は、できる限り特別区が、現在行っている各種補助事業と合わせて、地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>
										<p>○より効果的に都民の入浴機会確保や公衆浴場の経営安定化を図るため、都は広域的な立場から、一定水準の公衆浴場基盤の確保や時代の要請に応じた浴場機能の維持向上等の取組を行い、区は地域の実情に応じて、その地域に欠かすことのできない公衆浴場の支援や住民の利便促進等の取組を行うことが望ましい。</p> <p>○現在都が行っている取組を区が担った場合、各区の取組に差異が生じ、都内全域で一定水準の公衆浴場基盤を確保することができないおそれがある。</p> <p>○健康増進型公衆浴場改築支援事業や公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業、公衆浴場耐震化促進支援事業等については、施設のバリアフリー化、地球温暖化対策、建築物の耐震化など、全都的な重要施策の一環として行っている面もあり、都が担うことが望ましい。また、公衆浴場利用促進事業補助については、都内全域を活動範囲とする都道府県単位の団体（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合）に対する補助であり、都が一体的に行う必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

6 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)	私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るため、各種の助成を行う。	区	○							<p>○私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減等のための助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助など住民生活に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都 区
		都	○ ○	○						<p>○東京の私学振興を確実に推進していく上では、公教育の一翼を担う私立学校の機能に鑑み、都は都内全域を通じて一定水準の教育環境を確保するための取組を行い、区は地域の実情に応じて都の取組を補完する取組を行うことが望ましい。</p> <p>○都内の私立学校においては、生徒の居住地と通学先の区市町村が異なる場合がほとんどである上、他の道府県と比べ、私立学校に在学する生徒の割合が高いため、私立学校に対する助成事業は、住民の受益と負担の均衡の観点からも、都内全域を通じて都が広域的に実施することが望ましい。</p> <p>○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

7 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 文化振興に関する事務											
(1)文化振興に関する事務	文化の振興を図るため、アーティスト支援、文化行事等を行う。	区	○							○文化振興を促進するための文化事業の推進や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○			○	○			○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な文化事業を推進し、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。 ○例えば、東京文化発信プロジェクト、アジア舞台芸術祭等の大規模な文化事業や文化行事については、都がより高い次元で行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

7 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
2 江戸東京博物館などの運営に関する事務											
(1) 江戸東京博物館などの運営に関する事務	東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。	区	○							○各種の文化施設を拠点に、文化芸術に関する作品の収集、展示等を行う事務については、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担当方向で検討すべきである。	都
		都	○				○			○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な取組を行い、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。 ○都立文化施設の管理運営においては、多種多様な展示品等を質・量ともに十分に確保していく必要がある、都が規模のメリットを活かした管理運営を行うことで、施設の設置目的がより確実に実現できる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

7 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
3 東京文化会館などの運営に関する事務 (1) 東京文化会館などの運営に関する事務	東京文化会館及び東京芸術劇場の管理運営を行う。	区	○							<p>○各種の文化芸術施設を拠点に、施設の提供や文化芸術の創造・発信等を行う事務については、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担当方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○	○	○				<p>○東京の文化振興を図り、大都市東京の文化的魅力を広く世界に発信、アピールしていくため、また、都民により質の高い文化に触れる機会を提供するため、都は広域的な立場から、大規模かつ多面的な取組を行い、一方で、区は地域に根ざした住民に身近な取組を行うことにより、より効果的な文化振興施策を推進していくことが可能となる。</p> <p>○都立文化施設の管理運営においては、多種多様な公演等を質・量ともに十分に確保していく必要があるが、都が規模のメリットを活かし管理運営を担うことで、施設の設置目的がより確実に実現できる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

8 スポーツ施設の運営に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 スポーツ施設の運営に関する事務											
(1) スポーツ施設の運営に関する事務	東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。	区	○							○スポーツ施設の運営は、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が保有している施設の運営は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○	○			○広域自治体が行うことによるスケールメリットを活かした高度な利用者ニーズや広い地域からの利用者のニーズに対応し、都が実施するものも含めた全国・全都的な大規模かつハイレベルな大会等に供する施設の管理運営を都が担い、一方で、地域の競技大会等の会場として利用され、区民が気軽に利用できる施設の管理運営を区が担うことで、効果的・効率的な事業実施が可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

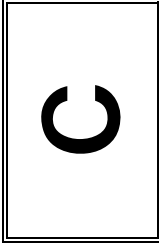
検討対象事務評価シート

B

任意共管事務

9 体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)	スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ活動の推進等の事務を行う。	区	○							○スポーツ大会の開催やスポーツ活動への支援などを行う事務であり、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が行う方向で検討すべきである。	都
		都	○ ○ ○ ○ ○ ○							○都民・区民のだれもがスポーツを楽しむことのできる環境を整備するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じて取組や区を支援する取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的なスポーツ振興を推進する必要がある。 ○例えば、地域スポーツクラブの支援については、具体的な育成支援は地域の実情に応じて区が担い、都は研修や専門的な指導者の派遣等を通じて区を支援することにより、効果的な事業実施が可能となる。 ○競技スポーツの振興については、都は広域的な立場から、国体への選手・監督派遣、ジュニア選手の発掘・育成等を行い、区は区民大会の開催や都民大会への選手・監督派遣など地域に根ざした取組を行う必要がある。 ○また、都は国際大会や全国・全都的な大会の開催など、区単位では実施が難しい大規模なスポーツイベント等を通じて、国際都市交流やスポーツムーブメントの創出を図っていく必要がある。 ○スポーツ団体等に対する補助については、都体育協会等の全都的に事業を展開している団体への補助については都が、地域に根ざした事業を実施する地区体育協会への補助は区が、それぞれ担う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

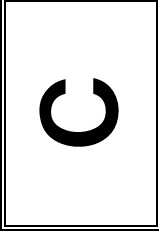
検討対象事務評価シート



任意共管事務

2 都市基盤調査などに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
1 総合治水対策に関する事務	区	○							<p>○都市型水害を防止するため、豪雨対策や雨水流出抑制等の総合的な治水対策を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、雨水流出抑制事業に対する補助は、住民生活に密着した事務であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
										都
(1) 総合治水対策に関する事務									<p>○水害から都民・区民の生命と財産を守るための治水対策を効果的に推進するためには、都は広域的な立場から計画策定や区の支援を行う、区は地域の実情に応じた住民に身近な事業を行うことにより、都が連携して総合的に取り組む必要がある。</p> <p>○都市機能の集積が著しく、市街地が連たんしている区部においては、豪雨時の浸水被害が拡大しやすいことから、被害の軽減を図るためには、都による各区の区域を超えた取組が不可欠である。</p> <p>○河川の流域や下水道などは複数区にまたがることから、流域別豪雨対策計画の策定に当たっては、広域的な視点からの検討を要する。このため、東京都総合治水対策協議会において、都が区と連携しながら主体的に進める必要がある。</p> <p>○また、雨水流出抑制事業補助については、雨水浸透施設の設置を促進するため、個人住宅等に対する個別の助成等は区が行い、都は各区の区域を超えた流域全体の浸水被害の軽減に向け、区を支援する役割を果たす。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

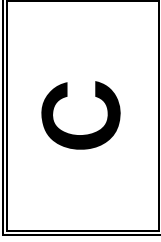
検討対象事務評価シート



任意共管事務

2 都市基盤調査などに関する事務										総合 評価	
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方		
2 外環に係わるまちづくりの調査に関する事務 (1) 外環に係わるまちづくりの調査に関する事務 東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴い、地上部街路、関連する沿線のまちづくり等について調査・検討を行う。	区	○								○東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴い、地上部街路や沿線のまちづくり等について関係者間の調整を図りながら調査・検討を行う事務である。現在都が行っている事務は広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○					○		○外環の2は、区部を超え2区2市にまたがっており、その必要性や関連する沿線のまちづくり等の調査・検討に当たっては、交通、環境、防災など、地域的な視点とともに広域的な視点が不可欠であるため、関係区市と情報を共有しながら、都が広域的な立場から進めていく必要がある。 ○また、本事務は、都が定める都市計画に係る調査・検討でもあり、法令に基づく事務に付随する事務ともいえる。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

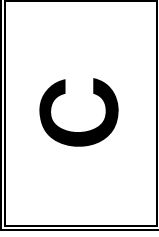
検討対象事務評価シート



任意共管事務

3 みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)												
概要及び備考	評価		広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価	
	区	都										
<p>1 みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)</p> <p>(1) みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)</p> <p>東京の緑の充実を図るため、都市計画公園・緑地の整備方針の策定・運用、民設公園制度の創設・運用等を行う。</p>	○									<p>○東京のみどりの充実を図るため、広域的な対応を図るための方針の調整や民間活動の誘導等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域や自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、民間活動の誘導に関する事務については、都市計画決定や建築規制関係の事務の区への移譲と合わせて区に移譲する方向で検討するなど、都と区市町村間の広域的な調整を要するものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都 区	
											<p>○都は広域的な観点から骨格や拠点となる緑の確保や緑の充実に資する仕組みづくりを担い、区は身近な緑の確保に取り組むことにより、都区が連携して緑の充実に努める必要がある。</p> <p>○例えば、都市計画公園・緑地の整備方針は、公園規模に応じた都区の役割分担を踏まえた上で、計画的・効率的な整備を促進するため、都と区市町が共同で策定したものであり、都区双方が方針に沿った取組を進めることが必要である。</p> <p>○民設公園制度等は、民間の力を活用した公園・緑地の整備やみどりのネットワークの形成に向けて、都が新たな仕組みを構築したものである。現在、制度の普及促進や効果の検証を行っている段階であり、制度の運用、新規認定に向けた関係区や事業者との調整等は、都が担う必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

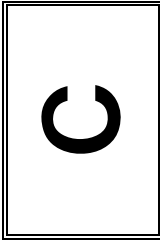
検討対象事務評価シート



任意共管事務

5 首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務 (1) 首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務 区部及びその周辺における自動車交通の円滑化を図り、首都機能を維持増進するため、首都高速道路の整備に対して出資を行い、事業を推進する。	区	○							○首都圏の広域的な自動車専用道路のネットワークを構成する首都高速道路の整備に対する出資を行う事務であり、都が広域的な立場で対応する必要があるものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○	○		○首都高速道路は、各区の区域を大きく超え、区部全体とその周辺に広がっているため、その整備に対する出資は、都が広域的に担う必要がある。 ○首都高における慢性的な渋滞をはじめとする諸問題を解決するには、交通の需要予測や道路ネットワークなどを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠であるため、都が実施する必要がある。 ○また、市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う首都高は、区部とその周辺全体で一つのネットワークを形成しており、その整備の推進を図るための出資は、各区が個別に行う性質のものではない。 ○なお、出資対象事業による便益は広域に及ぶものであり、住民の受益と負担の均衡の観点からも、対象路線の所在区のみが担うべき事務ではない。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート



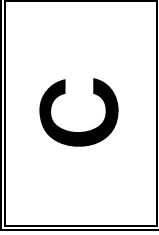
任意共管事務

11 都市開発資金の借入れなどに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	方	総合評価
1 都市開発資金の借入れなどに関する事務 (1) 都市開発資金の借入れなどに関する事務 都市計画道路・公園等の区域内の土地の先行取得に必要な資金を行うほか、土地区画整理事業等に関する経費を借入れ、事業に要する。	区							○		都区
	都									都

○国から都市開発に必要な資金を借入れ、土地の先行取得や土地区画整理事業の施行者に対する貸付を行う事務である。現在都が行っている事務のうち、土地区画整理事業の施行者に対する貸付に係る事務については、土地区画整理事業に関する認可等の事務の区への移譲と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。

○都が行う資金の無利子貸付けの対象事業は都が認可した事業であり、一定以上の規模を有することから、その施行に当たっては、一定期間に相当額の事業費負担が生じる。また、事業の成否が周辺に与える影響も大きく、確実に施行を可能とするための必要な財政支援については、都が責任を果たす必要がある。
 ○なお、区が認可する事業について、本制度を取り入れるかどうかは、各区の判断によるものである。
 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

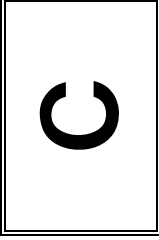
検討対象事務評価シート



任意共管事務

12 都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)											
概要及び備考	評価		広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
	区	都									
<p>1 避難場所・避難道路の指定に関する事務</p> <p>(1) 避難場所・避難道路の指定に関する事務</p>	○									<p>○震災時における市街地大火に備えて、避難場所、避難道路の指定を行う事務である。広域的な避難経路等の調整が必要であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担当方向で検討すべきである。</p>	都
<p>震災時の市街地大火から避難者の安全を確保するため、避難場所・避難道路の指定を行う。</p>	○	○	○							<p>○各区の区域を超えて発生するおそれのある震災時の市街地大火から避難者の安全をより確保するためには、都は広域的な立場から避難場所・避難道路の指定を行い、区は地域の実情に応じた住民の避難計画の策定等を行うことにより、都区が連携して取り組む必要がある。</p> <p>○また、市街地が連たんしている区部においては、震災時の火災被害が広範囲に及ぶおそれがあることから、安全かつ迅速な避難を可能とするためには、各区の区域にとらわれない広域的な視点から都が指定を行う必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート



任意共管事務

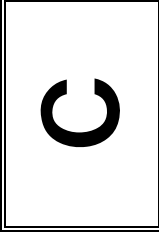
12 都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え	総合評価
									方	
4 木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	区						○			都区
(1) 木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	都						○			都

○区が行う木造住宅密集地域の整備事業等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

都市の防災性を向上させるとともに、区が行う木造住宅密集地域の整備促進に関する事務

○木造住宅密集地域は、区部を中心に広範に分布しており、防災上・住環境上の問題を抱えている。都市の防災性を向上させ、都民の生命や財産を保護するためには、木造住宅密集地域の改善を図るとともに、市街地大火による延焼を阻止して、避難者の安全を確保することが極めて重要である。都内全域を通じて一定水準の防災性・安全性を確保する観点から、震災時の甚大な被害が想定される地域を中心に、市街地の不燃化や延焼遮断帯の形成などを図る事業がより円滑に進捗するよう、区の取組を強力に後押ししていく必要がある。○こうした観点から、例えば、都は区における制度運用に対する技術的支援、財政的支援等を行うとともに、防災に関する各種データ等の情報提供を行うなど、区が積極的に施策を展開できる環境づくりを進める必要がある。○区は、木造住宅密集地域整備事業等の事業主体として、事業の計画的な推進を図るとともに、地域における防災まちづくりの取組を行うべきである。○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

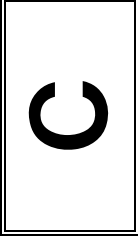
検討対象事務評価シート



任意共管事務

12 都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
5 住宅市街地総合整備事業などに関する事務										
(1) 住宅市街地総合整備事業などに関する事務	区						○		○区が行う住宅市街地総合整備事業等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、当該事業に係る国庫補助の進達等を行う。	都						○		○本事業に充てる社会資本整備総合交付金に係る申請等については、国からの通知により定められているとおり、区市町村が実施する事業分は都が取りまともに行い進達する必要がある。 ○また、補助事業については、防災性の向上等、東京全体の都市機能の向上に資する事業が円滑に進捗するよう、都が区の取組を後押しする役割を果たす。 ○なお、拠点開発型事業のうち、区が整備計画を策定することが困難なものについて、都が策定した例がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

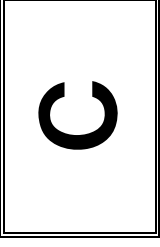
検討対象事務評価シート



任意共管事務

13 土地区画整理事業の助成に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>1 土地区画整理事業の助成に関する事務</p> <p>(1) 土地区画整理事業の助成に関する事務</p> <p>土地区画整理事業に対する補助を行う。</p>	区						○		<p>○ 土地区画整理事業の施行者等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、事業者施行の土地区画整理事業の認可権等の区への移譲と合わせて、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
	都						○		<p>○ 東京の市街地は、公共施設の整備促進、未利用地の活用、居住環境の改善、密集市街地の解消など多くの課題を抱えている。都市整備のあらゆる場面に適用される面的かつ総合的な整備手法である土地区画整理事業は、都市基盤整備の根幹ツールであり、その効果は極めて大きい。大都市東京の骨格となる都市基盤を確実に整備し、都市機能を維持向上させていくために、都は、東京全体のバランスを考慮した上で、区市町村や民間の取組を後押ししていくことが必要不可欠である。</p> <p>○ 土地区画整理事業の施行者又はこれに助成を行う区市町村に対して、都が広域的な立場から財政的な支援を行うことで、当該事業を強力に後押しし、円滑な事業実施を可能とするとともに、より効果的に東京全体の都市機能の向上に資することができる。</p> <p>○ また、経費の補助にあわせ、都が施行者に対して、事業の施行及びその準備に必要な技術的支援を行うことにより、事業をより効果的に促進することが可能となる。</p> <p>○ 区は、地域の実情に応じたまちづくりを推進する立場から、必要に応じて助成を行うべきである。</p> <p>○ 上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

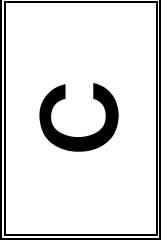
検討対象事務評価シート



任意共管事務

15 都市改造に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>1 土地区画整理事業の施行に関する事務</p> <p>(1) 土地区画整理事業の施行に関する事務</p> <p>道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を伴う土地区画整理事業を施行する。</p>	区	△							<p>○土地区画整理事業を施行することによって、現在20ha以上の規模等の事業を都が実施することによって、身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要があり、複数を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。</p>	都区
	都	○							<p>○広域かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難なものについては、都が主体となり、都が事業を施行することにより、土地の利用増進及び高度利用、都市機能の更新や防災性の向上などを図る必要がある。</p> <p>○また、大規模な土地区画整理事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整が必要である上、一定期間に集中的な財政負担を伴うことから、都が施行する必要がある。</p> <p>○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）における都区の役割分担は、以上の考え方に照らし、適切なものとなっている。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

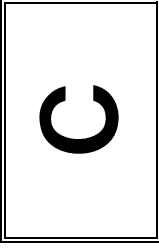
検討対象事務評価シート



任意共管事務

15 都市改造に関する事務										総合 評価	
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方		
2 市街地再開発事業の施行に関する事務 (1) 市街地再開発事業の施行に関する事務 市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を施行する。	区	△								○市街地再開発事業を施行する事務である。現在3ha以上の区域面積等の地区を都が施行することで都区が分担しているが、身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
	都	○								○広域のかつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難なものについては、都が主体となって事業を施行することにより、土地の利用増進及び高度利用、都市機能の更新や防災性の向上などを図る必要がある。 ○また、大規模な市街地再開発事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整が必要である上、一定期間に集中的な財政負担を伴うことから、都が施行する必要がある。 ○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）における都区の役割分担は、以上の考え方に照らしても適切なものとなっている。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

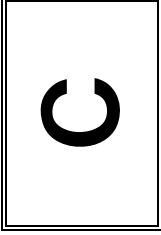
検討対象事務評価シート



任意共管事務

15 都市改造に関する事務										総合 評価	
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方		
3 沿道一体整備事業の施行に関する事務 (1) 沿道一体整備事業の施行に関する事務 沿道の効率的な土地利用、防災機能の向上等を図るため、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進める。	区	△								○道路整備と一体的に沿道のまちづくりを進める事業を施行する事務である。身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都 区
	都	○								○道路整備に連動した沿道の効率的な土地利用や防災機能の向上を図るためには、道路整備と一体的に沿道まちづくりの構想、検討、調整等を行っていくことが望ましい。例えば、道路整備に伴い発生する事業残地の活用や、建物の共同化に対応する歩道の整備など、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進めるメリットは大きく、同一主体が担うことが合理的かつ効率的である。 ○このため、都道の整備と一体的に進める沿道まちづくりについては、道路整備の主体である都が、区と連携・調整を図り、地域住民の意向を反映しながら進める必要がある。 ○また、区が区道の整備と一体的に沿道のまちづくりを進める場合は、都は区に対して、他の地区における施行手法の情報提供などの技術的支援を行っていく必要がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

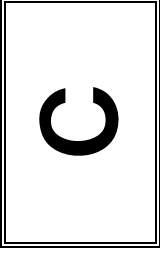
検討対象事務評価シート



任意共管事務

16 しゃれた街並みづくりの推進に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 しゃれた街並みづくりの推進に関する事務	都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅せるため、「街並みまちづくり制度」「まちづくり制度」の運用を行う。	区								○都市計画法等の適切な運用を図りながら、住民、事業者、まちづくり団体による主体的な都市づくりを推進し、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成する。身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、都市計画関係や景観行政関係の事務の区への移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
(1) しゃれた街並みづくりの推進に関する事務	都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅せるため、「街並みまちづくり制度」「まちづくり制度」の運用を行う。	都	○	○	○	○	○			○魅力的な街並みの形成を推進するに当たっては、都は広範囲にわたる景観等の連続性を考慮した取組を行い、区は一定範囲の地域の街並み景観の向上を目的とした取組を行っていく必要がある。 ○街区再編まちづくり制度については、都は広域的な影響や周辺景観との整合を勘案した制度の運用を行い、区は街並み再生に向けた地元との調整等を行うことにより、魅力的なまちづくりの推進に向け、都区が密接な連携を図りながら進める必要がある。 ○また、街並み景観づくり制度については、民間主体の創意工夫による良好な景観形成を支援する観点から、東京の街並みを印象付ける地区を選定し、まちづくり活動を支援するものであり、都が広域的に制度を運用していくべきである。 ○なお、公開空地等を活用したまちづくり団体の登録制度については、東京全体の魅力の向上に資する地区において、まちづくり活動を行う団体を登録し、その活動を促進するものであり、都が広域的な視点に立って行う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

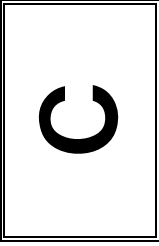
検討対象事務評価シート



任意共管事務

17 建築物の耐震改修の促進などに関する事務												
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考え方	総合評価	
1 建築物の耐震改修の促進などに関する事務		区	○								<p>○民間の建築物の耐震改修を促進するための啓発・相談や区が行う耐震診断・耐震改修等への助成事業に対する補助等を行う事務である。耐震化の促進は、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が行っている事務のうち、都の補助事業や戸別訪問等の事業については、都が広域的な立場で基本的な役割を果たすべきものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
(1) 建築物の耐震改修の促進などに関する事務	耐震化に対する意識啓発、建築物の耐震化促進を行う。	都	○	○			○			<p>○都内の住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じて取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して施策を推進する必要がある。</p> <p>○耐震化助成については、個々の助成は地域の実情に応じて区が実施し、都は震災対策上公共性が高いなど広域的な観点から必要があるものを対象に、区に対して財政的支援を行う必要がある。なお、都市防災上、広域的な観点から必要があるものとしては、防災都市づくり推進計画における整備地域内の木造住宅の耐震化、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等が挙げられる。</p> <p>○また、大地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、住民に身近な区が、国及び都の補助を活用し、耐震化に取り組みマンションの管理組合を強力に支援することにより、マンションの耐震化を加速していく必要がある。</p> <p>○耐震化に関する普及啓発については、都は専門的な相談にも対応できる総合相談窓口の設置、耐震診断事務所の登録・紹介等を行い、区は住民に身近な相談業務等を行うなど、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な普及啓発が可能となる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都	

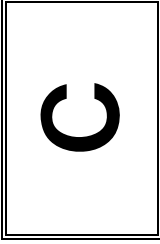
検討対象事務評価シート



任意共管事務

18 民間住宅施策の推進に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
<p>1 民間住宅施策の推進に関する事務</p> <p>(1) 民間住宅施策の推進に関する事務</p> <p>総合的なマンション施策、良質で多様な住宅の供給誘導を推進する。</p>	区	○							<p>○マンションをはじめ、良質な民間住宅の確保に向けて普及啓発・相談、支援等を行う事務である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じた実施することに基づき、見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
<p>(1) 民間住宅施策の推進に関する事務</p> <p>総合的なマンション施策、良質で多様な住宅の供給誘導を推進する。</p>	都	○	○	○					<p>○住環境は、都民の根幹的な生活基盤であり、すべての都民が安心して暮らすことのできるものである。都は、そういう観点から、都内全域を通じて都の責務そのもの良質な住環境を整備するための取組を行い、一方で区は、地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区連携の下、より効果的な住宅施策を推進していくことが可能となる。</p> <p>○マンションの耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを進めるためには、都は広域的な立場から、マンションの耐震化、改良・修繕、建替え等を進める区に対する支援等を行う必要がある。</p> <p>○また、大地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、住民に身近な区が、国及び都の補助を活用し、耐震化に取り組みマンションの管理組合を強力に支援することにより、マンションの耐震化を加速していく必要がある。</p> <p>○マンション施策や住宅の供給誘導の普及啓発等については、良質な住環境水準を確保するため、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

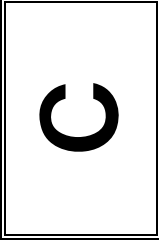
検討対象事務評価シート



任意共管事務

19 都営住宅の供給に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
1 都営住宅の供給に関する事務	区	△							<p>○公営住宅の建設や管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、区は小規模な事業を担当し、都は大規模な事業を担当することと都区が分担し、概ね100戸程度までの規模の団地等に順次移管することとしており、区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。</p>	都区
	都								<p>○豊かできいきとした居住を実現するためには、地域におけるまちづくりと連動した住宅施策の展開が必要であり、さらに、急速に進展する少子高齢社会においては、住宅施策と福祉施策が連携し、住宅サービスと福祉サービスを一体的に供給する必要があります高まっている。このため、地域社会の公営住宅需要に対して、区がより主体的に対応することが一層求められている。</p> <p>○一方で、大規模な団地等については、各区が整備・管理を行うことは財政負担と人的資源の両面から困難であることに加え、公営住宅法の趣旨に則り、都も引き続き一定の責任を果たす必要があることからも、都が担うべきである。</p> <p>○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）において、公営住宅の設置・管理に関する都区の役割分担が明確にされ、「移管対象はおおむね100戸程度までの規模の団地とする。」とされた。同大綱の内容を着実に実施し、地域の実情に応じた住宅供給を一層推進するため、都は推進計画を策定し、各区との協議を鋭意進めているところであるが、平成21年度末現在の進捗率は14.7%にとどまっている。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

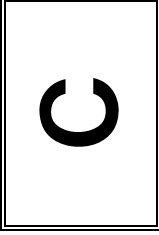
検討対象事務評価シート



任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合評価
1 都立公園の整備・管理に関する事務 (1) 都立公園の整備・管理に関する事務 都市公園法に基づき、都立公園（47公園（平成22年4月1日現在）うち有料公園8庭園）の整備・管理を行う。	区	△							○公園の整備・管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在計画面積10ha以上の公園及び文化財指定庭園等を都が設置管理することと都区が分担しているが、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都	○	○	○	○	○		○都が設置管理する都市基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園）や文化財庭園等は、特別区の区域を越えた広域的な利用があるため、引き続き都が設置管理していく必要がある。一方で区は、地域性の強い、身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園（原則として、計画面積10ha未満の公園）の設置管理を担うことが望ましい。※都区制度改革実施大綱（平成12年）における役割分担 ○文化財庭園については、広く都民により文化的価値の高いものに触れる機会を提供するという観点から、都が広域的立場で設置管理することが望ましい。 ○都立公園のうち防災公園として位置付けられている公園は、震災時等に、広域的な観点から、防災活動拠点としての統一的な機能を確保する必要があるため、都が一体的に設置管理する必要がある。 ○文化財庭園は、高度な保存技術を駆使し、文化財としての価値を維持保全していく必要があるため、都がより専門的、広域的な見地から一体的に設置管理を行うべく、より効果的にノウハウの蓄積・広域的な還元が可能となる。 ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

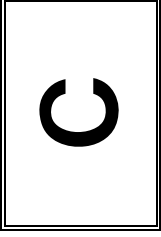
検討対象事務評価シート



任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務												
概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考	え	方	総合評価	
(1) 動物園の整備・管理に関する事務 都市公園法に基づき、都立公園内に設置する公園施設として、動物園（動物園及び水族園）の整備・管理を行う。	区	○									○動物園の整備・管理を行う事務である。現在都が設置管理しているものは、都域も超える広域的な施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○						○都立動物園は、日本を代表する動物園として、地域を越えた広域的な利用に供されており、またアジア・オセアニア圏において、中心的な役割を果たすなど、海外にも目を向けた活動をしており、都が広域的な立場で管理していく必要がある。一方で区は、身近な地域住民の利用に供する動物園の管理を行うことが望ましい。 ○都立動物園は、飼育繁殖技術の向上や野生生物保全といった専門的な調査研究の機能も果たしているが、これは多種多様な動物を数多く飼育しているからこそ効果的な事業実施が可能となるものであり、引き続き都がそのスケールメリットを活かし、ノウハウの伝承も含め、より専門的な立場から管理していくことが望ましい。 ○動物園は、その社会的機能として、教育の場としての機能を担っており、これを広く都民に普及させていくため、都が広域的立場で管理していくことが望ましい。 ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

検討対象事務評価シート



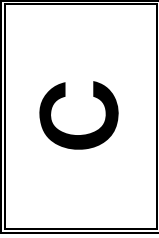
任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考	え	方
										総合評価
3 霊園の整備・管理に関する事務 (1) 霊園の整備・管理に関する事務	区	○								
	都立霊園（都内8箇所（うち区部4箇所））の整備・管理を行う。	都	○	○	○					

公立霊園の設置管理を行う事務である。現在都が管理している霊園は、特別区の区域を超える広域的な利用を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

○都立霊園は、都民の需要が非常に高く、その利用者が地域を越えて都内全域にわたっていることから、都が広域的な立場から管理する必要がある。
 ○都立霊園では、広く都民の需要に応え、また利便性を確保するため、住所地周辺に限定しない募集方法や、どの霊園管理事務所でも一定の手続が可能など「どこでも窓口」方式を採用しているが、これらは、都が全霊園を一体的に管理することではじめて可能になるものがあり、各区による取組では高い事業効果が期待できない。
 ○都立霊園は、申込倍率が1.0倍を超えるところがあるなど、都民の需要が非常に高い。限られたスペースを有効に活用しつつ都民需要に応えていくためには、施設変更や無縁改装といった広域的な視点で霊園間の利用循環を図るなど、都が全霊園を一体的に管理することが必要不可欠である。
 ○上記により、都区の役割を見直す必要はない。

検討対象事務評価シート



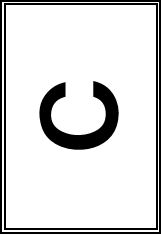
任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考	え	方
4 青山葬儀所の整備・管理に関する事務	区	○								
	都	○								
(1) 青山葬儀所の整備・管理に関する事務	都	○								
	都	○								

○公立葬儀所（斎場）の設置管理を行う事務である。現在都が管理している青山葬儀所は、特別区の区域を超える広域的な利用等を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。

○青山葬儀所は、弔問者が1,000人を超えることもある大規模葬儀・告別式場であり、著名人の利用も多く、全国的にも知名度が高い。それ故、利用者が地域を越えて都内外の広域にわたっており、都が広域的な立場から管理する必要がある。一方で区は、地域住民の利用に供する施設の管理を担うことが望ましい。
○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

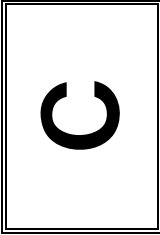
検討対象事務評価シート



任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
5 瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務										
	(1) 瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務	区	○						<p>○ 公立葬儀所（火葬場）の設置管理を行う事務である。現在都が管理している瑞江葬儀所は、各区の区域を超える広域的な利用等を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都							<p>○ 火葬場事業は、地域的利用が中心の事業であり、より住民に身近な主体で行うことが望ましい。 ○ 瑞江葬儀所は、所在地の江戸川区とその周辺3区の利用者で8割を占めており、地元住民の利用が中心の施設であることから、都が広域的な立場で運営する必然性はない。 ○ 臨海斎場についても、同様の趣旨から地元5区で運営されており、地域性の強い瑞江葬儀所について、住民に身近な区が運営することに何ら問題はない。 ○ 当該事務については、現在の役割分担を見直し、区へ移管すべきである。</p>	区

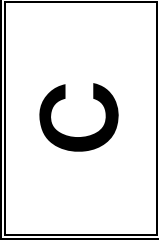
検討対象事務評価シート



任意共管事務

21 東京港の整備・管理に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>1 港湾施設の整備・管理などに関する事務</p> <p>(1) 港湾施設の整備・管理などに関する事務 港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。</p>	区	○							<p>○ 東京港の港湾施設及び海岸保全施設の整備・管理を行う事務であり、東京港の位置付け等から広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>(1) 港湾施設の整備・管理などに関する事務 港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。</p>	都	○	○	○	○	○			<p>○ 東京港は、都市戦略の基本ツールであり、国際競争力の強化に向け、スケールメリットを活かした港湾管理・運営コストの削減、港湾施設整備に当たったことの効率的・効果的な投資、港内及び背後圏を結ぶ交通ネットワークの強化を行っていくなど、都による広域的な視点に立った取組が必要である。</p> <p>○ 東京港の港勢圏は、人口4,000万人を擁する首都圏、信越、南東北など広大な地域に及んでおり、海陸の結節点として広域的輸送ターミナルの役割を果たしていることから、その諸施設の整備や管理は、都が広域的視点で担っていく必要がある。</p> <p>○ 東京港においては、都民の安全を確保するため、都が国や警察等と連携して密輸・密入国やテロ対策を講じているほか、高潮や地震時における水害を防ぐため、広域的視点で防災対策に取り組みしており、各区による取組では高い事業効果が期待できない。</p> <p>○ また、現在、都は川崎市、横浜市とともに、将来のポートオーストリア（一港化）を視野に入れた京浜三港（東京港、川崎港、横浜港）での連携施策を推進しており、背後圏の住民生活や国全体の経済・産業に広く貢献する総合港湾として、広域化の方向で取組を強く推し進めている。</p> <p>○ 上記により、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート



任意共管事務

21 東京港の整備・管理に関する事務											
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価	
2 海上公園の整備・管理に関する事務	区	○								<p>○臨海部における海上公園の整備・管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在計画面積10ha以上の海上公園等を都が設置管理することと都区が分担しているが、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。</p>	都区
											都

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

4 都市高速鉄道の建設助成に関する事務										
概要及び備考	所管局	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	総合評価
1 都市高速鉄道の建設助成に関する事務										
	(1) 都市高速鉄道の建設助成に関する事務		区	○						都
										都

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

7 新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
(1) 新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務	東京圏における鉄道・新交通システムの整備は、運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月）を基本に進めている。このため、未着手路線等の整備の方向性について、国、治験自治体及び鉄道事業者との連携を図りながら、広域的な視野から検討している。	区	○							○交通混雑の緩和や環境問題等の諸課題に対処するため、特別区の区域内及び首都圏の広域的な交通網形成の一環として新たな鉄道・新交通システムの整備を推進することから、広域的な立場で対応する必要があり、引き続き都が担当の方で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○	○				○鉄道等は、区や都県を超える広域的な交通ネットワークであるため、都は、広域的な立場から国や他県等との協議・調整を行う必要がある。 ○混雑緩和や鉄道ネットワークの充実・強化を図るためには、区部を超える交通の需要予測やネットワークの整備状況などを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの検討が不可欠であるため、都が担当必要がある。 ○また、区においては、駅周辺のまちづくりや駅へのアクセス交通など、地域の実情に応じた身近な施設整備等の検討を行っており、都は、引き続き区等と連携・調整しながら、広域的な公共交通ネットワークについて検討する必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

2 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
<p>1 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務 (カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)</p> <p>(1) 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関するカーボンマイナス東京10年プロジェクトなど</p> <p>気候変動の危機を回避するため、低炭素型社会への早期の移行を実現させるべく、地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する積極的な施策を行う。</p>	区	○							<p>○地球温暖化やヒートアイランド化を防止するための規制・誘導や普及啓発を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、家庭や中小規模事業所に対する普及啓発事業等住民生活に密着した事務は、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>(1) 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関するカーボンマイナス東京10年プロジェクトなど</p> <p>気候変動の危機を回避するため、低炭素型社会への早期の移行を実現させるべく、地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する積極的な施策を行う。</p>	都	○	○			○			<p>○地球温暖化は、文字どおり地球規模での大きな脅威となっており、温室効果ガスの削減は、国を挙げて取り組むべき国際的な課題となっている。そのような中で、都は、大都市東京における温室効果ガスの削減を効果的に進めるべく、より広域的な立場で、率先して各種施策に取り組みているものである。</p> <p>○例えば、大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、エリアを区切って各区内で実施しても高い効果は期待できず、都が広域的な立場で実施していく必要がある。</p> <p>○また、マンシヨンの環境性能表示制度は、マンシヨンの環境性能に関する情報提供を行い、環境に配慮したマンシヨンの市場が行政区域を超えて広形成しようとするものであるが、マンシヨンの市場が行政区域を超えて広がっている点も踏まえると、エリアを区切って各区内で実施する意義に乏しく、都が広域的に実施していくべきものである。</p> <p>○再生可能エネルギーの利用拡大については、太陽光発電や風力発電等の利用を推進していくため、各種パイロット事業や企業、NPO等と連携した普及啓発を行っているものであり、この動きを広く都民に発信し、再生可能エネルギー利用のムーブメントを巻き起こしていくためには、都が広域的立場で取り組んでいく必要がある。</p> <p>○地球温暖化対策等については、普及啓発など、都区双方で重層的に取り組むことで、より効果的に実施していくことが可能となる。</p> <p>○上記の理由により、都区の役割を見直しする必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

3 環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>1 事業者の環境保全活動への支援に関する事務</p> <p>(1) 事業者の環境保全活動への支援に関する事務</p> <p>光化学スモッグを起す原因物質であり、また、人体への有害性物質を含む揮発性有機化合物(VOC)に対する中小企業の排出削減に向けた取組への支援を行う。</p>	区	○							<p>○ 中小事業者の揮発性有機化合物(VOC)排出削減の取り組みに対する技術支援や普及啓発を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、低VOC製品の普及啓発については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p>	都 区
<p>(1) 事業者の環境保全活動への支援に関する事務</p> <p>光化学スモッグを起す原因物質であり、また、人体への有害性物質を含む揮発性有機化合物(VOC)に対する中小企業の排出削減に向けた取組への支援を行う。</p>	都	○	○	○		○			<p>○ 大気汚染防止法では、大規模施設などの法規制や法規制対象外施設の自主的取組により、平成22年度までにVOC排出量を平成12年度比で3割削減することを目標としている。都では、法規制対象外である中小事業所からのVOC排出割合が高いことに特徴があり、これらの排出削減に向けた自主的取組の支援を推進しているが、都内全域を通じて一定のVOC排出削減を図るためには、都が広域的な立場で取り組んでいくことが必要である。</p> <p>○ 工場等から排出されたVOCは、窒素酸化物と光化学反応を起こし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントを生成するが、これはVOCの排出量が多い地域に留まらず、行政区域を超えて広域的に拡がるため、VOCの排出削減策については、都が広域的な観点から取り組みを要がある。</p> <p>○ 都は広域的な観点からVOC排出削減に向けた仕組み作りを担い、区は地域の工場・指定作業場に対してVOC排出削減に係る制度周知に取り組みることにより、都区が連携してVOC排出削減に努める必要がある。</p> <p>○ 既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

3 環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)		考 え 方	総合 評価							
概要及び備考	特 段	法 令	一 体							
	規 模	専 門	効 率							
	広 域	評 価	都 区							
<p>2 騒音振動防止対策に関する事務</p> <p>(1) 騒音振動防止対策に関する事務</p> <p>騒音・振動の課題解決のため、航空機や鉄道の騒音発生源ごとに測定等を行い、騒音・振動の低減化要請等を関係機関に行うなど、騒音振動対策を総合的に行う。</p>										
	区	○							<p>騒音発生源の測定を行い、関係機関への働きかけ等環境改善の対策を講じる事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、鉄道騒音振動測定については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p>	都 区
	都	○ ○							<p>○ 航空機や新幹線、自動車など、広域的に移動するものに係る騒音や振動の防止対策については、点の取組ではなく、より広い視点で、都が取り組んでいくことが効果的である。</p> <p>○ 航空機や新幹線、自動車などの騒音・振動対策においては、測定調査に基づく当該ポイントでの改善にとどまらず、その結果に基づいて関係機関への要請等の措置を通じて、対象エリアでの総合的な対策に結びつけることが重要である。複数の区を走る新幹線や上空を飛行する航空機の騒音については、各ポイントでの騒音測定結果を一体的に捉えることで、事業者、関係機関に対して、より実効性ある低減対策を要請することが可能となる。</p> <p>○ 騒音測定や関係機関への要請を各区単位で行うことは有効な対応とは言えず、都が広域的な立場で、関係する区と調整を図りながら、主導的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ 既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

4 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 自動車交通量対策に関する事務											
(1) 自動車交通量対策に関する事務	自動車利用の抑制等の推進を図る。	区	○							○自動車の効率的な利用促進や公共交通機関等への利用転換を図るため、行政・住民・事業者が広域に連携しながら実施する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が実施している事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
	自動車利用の抑制等の推進を図る。	都	○	○			○			○道路ネットワークは、各区の区域を超えて広域的に網状に広がっており、また自動車は広域的に移動するため、効果的に交通量対策を進めていくためには、都が多様な事業者と連携しながら、広域的に各種施策に取り組んでいく必要がある。 ○また、交通量対策に関する普及啓発などは、都区が連携して取り組んでいくことが望ましい。 ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

4 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門 性	規 模	一 体 性	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2 自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)											
(1) 自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)	ディーゼル車対策等の推進を図る。	区	○							<p>○自動車公害の発生を抑制するため、ディーゼル車の規制や低公害車・低燃費車の普及促進等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、エコドライブの推進・普及啓発については、できる限り特別区が地域の実情に応じて実施するよう見直す方向で検討すべきである。</p>	都 区
(1) 自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)	ディーゼル車対策等の推進を図る。	都	○ ○ ○ ○				○			<p>○各区の区域はおろか、都城を超えて広域的に移動する自動車に由来する公害対策を効果的に実施していくためには、都が広域的な視点で、国や周辺3県とも連携して取り組んでいく必要がある。</p> <p>○例えば、ディーゼル車規制については、違反車の取り締まりも含め、都が周辺3県と連携して広域的に取り組むからこそ効果が上がるものがあり、各区による個別の取組では高い事業効果が期待できない。</p> <p>○また、PM減少装置の審査・指定には、極めて高度な測定機器を集めた施設や専門の研究員が必要であり、各区が担うのは困難であるほか、PM減少装置や低公害車導入に対する補助等は、規制の裏返しとして、各事業者の取組を後押ししていくためのものであり、都が自動車規制と併せて、都内全域で一律に実施していく必要があるものである。</p> <p>○一方、区は、都と連携したエコドライブの普及啓発など、住民に身近な取組を中心に行っていくことが望ましい。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

4 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
3 道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)											
(1) 道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)	局地的に高濃度汚染の改善に向けた調査・検討を行う。	区	○							○ 幹線道路沿道の局地的に高濃度大気汚染地域の実態調査や環境改善を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○ 局地汚染対策は、汚染が著しく渋滞対策の上でも全都的に影響のある交差点の環境改善を図るため、国道、都道及び首都高という都内幹線道路沿道等において、国や首都高などと連携して調査・実験を行っているものである。 ○ また、青少年・治安対策本部のハイパスームーズ作戦と連携し、渋滞を緩和するため、相当の長さにわたる道路の信号管理、右左折レーンの見直し等を、交通管理者や各道路管理者とともに、都が広域的な視点で取り組んでいるものである。 ○ 上記の趣旨から考えると、これら取組を区のみで担うことは適当でなく、都が広域的な視点で主導的に取り組んでいく必要がある。 ○ 上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

6 緑地保全策の推進に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 緑地保全策の推進に関する事務	区	○							<p>○緑地の保護と回復を図るための規制・誘導、助成、普及啓発等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、緑化のための補助や開発許可等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
									<p>○都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えただけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割がますます多様かつ重要になっている。</p> <p>○こうしたヒートアイランド対策や美しい都市景観をはじめとする緑の保全・創出による施策効果は、一定規模で、かつ広域的に展開していかないこと、高い事業効果が期待できない。よって、都が緑の保全・創出を都内全域を通じて進めていくことが必要である。</p> <p>○例えば、屋上等の緑化は、都が都内全域を通じて一定規模以上の建築行為等に義務付けることにより、より効果的に都内の緑を創出できるものがあり、公立小中学校の校庭の芝生化についても、それを実施する区市町村に都が補助をすることで、都内全域での実施を後押しするものである。</p> <p>○一方、区は、都の基準への上乘せや地域緑化指導など、地域の実情に応じた取組を行うことが望ましい。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

7 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>1 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)</p> <p>(1) 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)</p>	区	○							<p>生物多様性の確保を図るために行う、野生動植物の保護や鳥獣保護等に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、鳥獣保護等の事務は、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるように、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。</p>	都
<p>(1) 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)</p> <p>生態系のバランスを維持する上で極めて重要な生物多様性の確保を図るため、野生動物の保護や鳥獣保護等を行う。</p>	都	○	○	○					<p>生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上で極めて重要であるが、このような自然環境上の普遍的課題については、限られたエリアで捉える意義に乏しく、より広域的な視野で捉えることが必要である。</p> <p>○上記の観点に立ち、都内全域を通じて生物の多様性を確保し、生態系のバランスを維持していくため、都は、例えば、島嶼部も含め東京全体の希少野生動植物の保護を目的とした東京都版レッドリストの作成など、区市町村の区域に捉われない、広域的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>○カラスの生息数削減策については、カラスが行政区を超えて広域的に移動し、ねぐらも広域に複数存在することから、各区によるスポット的な取組では高い効果が期待できない。よって、都が各区のエリアを超え、一体的に取組を行うことが必要不可欠である。</p> <p>○また、傷病鳥獣の保護は、東京都獣医師会や野生動物救護獣医師協会などの広域団体と連携して行っており、保護から治療、リハビリ、野生復帰までの岐の処置段階が必要となるものである。これらは、必ずしも各区内で完結するものではなく、広域的な視野に立ち、それぞれの段階で適切な処置場所を選定して行っているものであり、都が広域的立場で取り組んでいく必要がある。</p> <p>○一方、区は住民の生活環境を守るためのカラスの巢落しや、カラス繁殖の原因となるごみ対策など、地域に根ざした取組を中心に実施することが望ましい。</p> <p>○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

D

任意共管事務

8 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など) (1) 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など) 埋立処分場の管理運営・整備などを行う。	区	○								
	都	○	○	○	○			○	○埋立処分場の管理やスーパーエコタウン事業等を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。 ○埋立処分場は、都内中小事業者の産業廃棄物を受入れており、その運営は、都の産業廃棄物対策において重要な役割を果たしている。また同様に、スーパーエコタウン事業は、産業廃棄物のリサイクル推進のため、民間事業者を誘致して行っているものである。廃掃法上、産業廃棄物の適正処理確保は都の責務とされていることから、これらはその一環として、都が責任を持って取り組んでいくことが望ましい。 ○なお、区部の一般廃棄物の最終処分については、今後も平成12年都区制度改革実施大綱における役割分担に基づき行われるべきものと考えている。 ○既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

1 新しい福祉の基盤づくりに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>1 新しい福祉の基盤づくりに関する事務</p> <p>誰もが地域の中で、質の高い福祉サービスを安心して、自ら選択・利用できようとするため、サービスの質・量を確保するとともに、新しい福祉の構築を推進する。</p>	区	○							<p>○ 福祉サービスの質・量を確保し、新たな取り組みを支援するための情報提供や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
<p>(1) 新しい福祉の基盤づくりに関する事務</p>	都	○ ○							<p>○ 福祉サービスにおいては、誰もが居住地を問わず良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要がある。そのため一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は地域福祉推進区市町村包括補助事業により各区の取組を一層後押ししていく必要がある。</p> <p>○ 福祉総合ネットワーク事業については、各区の区域にとらわれずサービスを広く比較検討できることが利用者者の利益に資するため、都内の情報を集約して提供することが不可欠であり、その事業に対する補助は都が行う必要がある。</p> <p>○ 民間社会福祉施設サービス推進費補助については、都民の多様なニーズに対応できるサービスをより多く広範に確保するため、また、児童養護施設や婦人保護施設など、施設が偏在し利用者が各区の区域を超える施設もあることから、都が広域的な立場で実施する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉法人東京都社会福祉協議会は、都内全域を活動範囲とする都道府県単位の団体であり、その運営費等の補助は都が行う必要がある。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

1 新しい福祉の基盤づくりに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
<p>2 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務</p> <p>(1) 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務</p>	区	○							<p>福祉サービスが適切に利用されるように相談・援助等の支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談など、福祉サービスの利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。</p>	都	○					○		<p>誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を確保するためには、福祉サービスの利用支援や相談・苦情対応の体制を、都内全域において確実に整備していくことが必要である。このため、都は広域的な立場から、関係機関（家庭裁判所、弁護士会等）との連携や情報提供を行うとともに、区職員を対象とした研修の実施等を通じて、地域の実情に応じた区の主体的な取組を支援していく必要がある。</p> <p>○区は、成年後見制度推進機関の設置による後見制度の積極的な活用促進など、住民に身近な取組をより推進していくことが期待される。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

5 福祉サービス第三者評価システムに関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
<p>1 福祉サービス第三者評価システムに関する事務</p> <p>東京都福祉サービス評価推進の 機構を通じて多様な評価機関の 認証、評価者の育成、共通評価 項目の見直し・改定、評価手法 改善のための試行調査等を行 う。</p>	区	○							<p>東京都福祉サービス評価推進機構を通じて第三者評価事業を推進する事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>東京都福祉サービス評価推進の 機構を通じて多様な評価機関の 認証、評価者の育成、共通評価 項目の見直し・改定、評価手法 改善のための試行調査等を行 う。</p>	都	○	○					○	<p>福祉サービスにおいては、居住地のいかんにかかわらず利用者の誰もが十分な情報を元にサービスを選択できる環境と、事業者による一定水準のサービスの質を、都内全域を通じて確保していく必要がある。こうした趣旨から考えれば、各区による個別の取組だけでは効果的・効率的な事業実施が困難であり、都が広域的な立場から福祉サービス評価推進機構への支援等を行う必要がある。</p> <p>○区は、地域の実情に応じて、区民への普及啓発や事業者の受審の支援など、第三者評価の促進に向けた取組を充実することが望まれる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

8 地域医療対策に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
<p>1 地域医療対策に関する事務</p> <p>(1) 地域医療対策に関する事務</p> <p>地域における医療サービス提供体制の確保を行う。</p>	区	○							<p>○地域における医療サービスの提供体制を確保するため、保健医療圏の設定をはじめ、特定の医療分野における連携体制の整備や医療情報の提供等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区に対する補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都 区
	都	○	○						<p>○急性期から在宅医療に至る切れ目のない医療連携体制や、入院医療・高度専門医療の提供体制を確保していくため、都は広域的な視点からその充実を図っていく必要がある。</p> <p>○一方、特別区は一次保健医療圏の区域として、地域住民の日常生活を支え、住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域としての役割を担う。</p> <p>○各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かな保健医療サービスが都内全域に行きわたるよう、都は医療保健政策区市町村包括補助事業等により区の取組を一層後押ししていく必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

9 医療人材対策に関する事務(看護専門学校管理運営、開業医小児医療研修など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>1 医療人材の確保に関する事務</p> <p>医師の勤務環境の改善や医療人材(専門医、看護職員、医療技術者等)の養成・確保を行う。</p>	区	○							<p>○医師の勤務環境の改善や医療人材の養成・確保に資する補助や支援を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
	都	○	○						<p>○特定の地域や診療科における医師の不足・偏在の解消を図り、都民に質の高い医療を提供していくためには、都が中長期的な視点も踏まえながら、医療人材の確保対策を都内全域で講じていくことが必要である。</p> <p>○例えば、地域医療を担う医師の養成・確保については、医師不足が深刻な市町村公立病院等を支援し、地域の医療体制が確保されるよう、一定期間医師を派遣するなど、医師の地域偏在を解消するため、都が全都的な視点に立ち取り組んでいく必要がある。</p> <p>○また、看護職員の育成においては、深刻な人材不足を解消するため、東京都ナースプラザを拠点とした看護職員の再就業に向けた就業あっせん等を、都が広域的に行っていくことが必要である。</p> <p>○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

9 医療人材対策に関する事務(看護専門学校管理運営、開業医小児医療研修など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>2 都立看護専門学校の運営に関する事務</p> <p>(1) 都立看護専門学校の運営に関する事務</p>	区	○							<p>都内の医療機関等に従事する看護師の養成を目的とした看護専門学校は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担当方向で検討すべきである。</p>	都
<p>都内の医療機関等に従事する看護師を養成するために、看護専門学校を運営を行う。</p>	都	○	○						<p>医療ニーズの増加などにより、看護師の需要は一層増加しており、都内の看護師は当面供給不足が見込まれている。都内全域を通じた看護師の安定的な確保と資質の向上を図るためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都内の医療機関等に従事する看護師を養成するための看護専門学校は、都が運営していく必要がある。</p> <p>○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

11 血液の確保に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>1 血液の確保に関する事務</p> <p>(1) 血液の確保に関する事務</p> <p>医療にとつて必要不可欠な安全な血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発等を行う。</p>	区	○							<p>○血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発や助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
	都	○ ○ ○							<p>○安全な血液製剤の安定的な供給を、都内全域を通じて確保していくためには、日本赤十字社東京都支部との連携の下、都が広域的な施策を推進していくことが不可欠である。</p> <p>○例えば、献血推進事業等の補助は、日本赤十字社東京都支部に対して行うものであり、都内全域を通じて献血事業の円滑な運営と安定的な血液の確保を図るため、都が全都的な視点に立つて行う必要がある。</p> <p>○また、献血思想の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。</p> <p>○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

12 医療費助成に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 医療費助成に関する事務	心身障害者等の保健の向上等を図るため、医療費の一部を助成する。	区								○心身障害者（児）が受けた保険診療における自己負担分の一部を助成する事務である。住民生活に密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○					○心身障害者の中でも重度の障害者は特に医療の必要性が高く、低所得者も多いため、その誰もが居住地を問わず必要時に適切な医療が受けられる一定の環境を確保していくことが必要である。このため、都が広域的な立場から、都内全域を通じて一律の基準により医療費助成を行う必要がある。 ○また、都外の医療機関での受診も多く、受給者の利便性を確保するため、契約医療機関であれば受給者証を提示して受診することで助成が受けられる方法をとっている。区市町村が事業主体となる場合、現在の助成方法を維持するためには、都外の医療機関は各区市町村とそれぞれ契約を締結して請求することになり、事務が煩雑となることからも、都が事業主体となることが望ましい。 ○一方、受給者証の交付に係る申請受理等の窓口業務については、受給者の利便性の確保等の観点から、住民に身近な区市町村において行うことが望ましい。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

13 健康づくりの推進に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特徴	考 え 方	総合 評価
1 健康づくりの推進に関する事務	(1)健康づくりの推進に関する事務 都民の健康づくりの推進に関する事務を行う。	区	○							<p>○健康増進法に基づき、生活習慣病の予防をはじめ都民の健康づくりを推進するための普及啓発、相談、指導等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○							<p>○健康増進法では、健康の増進に関する普及啓発、人材育成等を、国と地方公共団体の責務としており、国、都道府県、市町村等の関係者は、相互に連携協力するよう求めている。 ○都民・区民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進していくためには、都は、広域的な立場から、都民全体の普及啓発や都レベルの関係団体との連携や働きかけ、区市町村の支援等を実施し、区は、地域の住民を対象とした普及啓発事業や地域レベルの関係団体との連携事業等を実施することが求められる。 ○健康づくりの普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。 ○また、健康づくり・保健サービス人材育成事業は、区市町村の職員等を対象に、効果的・効率的な保健指導の実施を担う人材育成のための研修を実施するものであり、健康づくりの推進施策が都内の全区市町村においてより強力に展開されるよう、都は区市町村の取組を支援していく必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

14 低所得者等への援護に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>2 低所得者等への援護に関する事務(生活保護)</p> <p>(1) 低所得者等への援護に関する事務(生活保護)</p> <p>生活保護法による被保護者に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的に、被保護者の就労や社会参加を支援する区に対してその経費を補助する。</p>	区								<p>○ 区が行う被保護者の就労や社会参加を支援することを基本に、見直しを行い、特別区が地域の実情に応じて実施すべきである。</p>	区
<p>生活保護法による被保護者に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的に、被保護者の就労や社会参加を支援する区に対してその経費を補助する。</p>	都	○	○						<p>○ 被保護者の自立を促進するためには、保護の実施機関による一定水準以上の自立支援の取組が都内全域において確実に実施される必要がある。このため、都は広域的な立場から区市への補助を行い、都内全域での実施水準の確保と、各区市の地域の実情を踏まえた効果的な取組の支援を行っていく必要がある。</p> <p>○ 区は、生活保護法に定められた保護の決定等の経済的給付事務を適切に実施することに加え、被保護者の事情に即した個別支援を適時適切に行うことと、また、地域の実情に即した自立支援プログラムを策定し組織的に取組を進めることなど、自立支援の取組を的確に実施していくことが期待される。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

15 福祉のまちづくりの推進に関する事務		概要及び備考		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方		総合 評価		
		1 福祉のまちづくりの推進に関する事務														
		<p>高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らすための施策を推進すること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。</p>	<p>高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らすための施策を推進すること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。</p>	区	○											
		<p>高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らすための施策を推進すること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。</p>	<p>高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らすための施策を推進すること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。また、高齢者や障害者の生活の質を向上させること。</p>	都	○											

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

19 山谷対策に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	方	総合評価
<p>1 山谷対策に関する事務</p> <p>(1) 山谷対策に関する事務</p> <p>2区に跨る山谷地域における簡易宿所の居住者等に対して、雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上などを図るため、東京都山谷対策本部を設置し、総合的な山谷対策事業を推進する。</p>	区	○								都
<p>(1) 山谷対策に関する事務</p> <p>2区に跨る山谷地域における簡易宿所の居住者等に対して、雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上などを図るため、東京都山谷対策本部を設置し、総合的な山谷対策事業を推進する。</p>	都	○	○							都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

20 地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務									
事務名	概要及び備考	評価					考 え 方	総合 評価	
		広域	効率	専門	規模	一体 法令 特 段			
1 地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務 (1) 地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務	地域における高齢者の日常生活を支援する。	区	○					○ 地域における高齢者の日常生活を支援するため、高齢者住宅の管理人等を対象とした研修の実施や区市町村が行う高齢者福祉サービスの充実に関する事業を支援する事務である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都 区
		都	○	○	○	○		○ 高齢者施策においては、支援を必要とする高齢者の誰もが良質なサービスを利用できる環境を確保していく必要がある。そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は高齢社会対策区市町村包括補助事業により各区の取組を一層後押ししていく必要がある。 ○ 高齢社会対策区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的、都内全域での普及を図っている。 ○ また、高齢者住宅支援員研修事業についても、高齢者が安心して、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような環境を都内全域を通じて確保していくため、都が行う必要がある。 ○ 都区内において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

22 老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務											
概要及び備考	評価		広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
	区	都									
<p>2 老人福祉施設等の整備に関する事務</p> <p>(1) 老人福祉施設等の整備に関する事務</p>	区	○								<p>老人福祉施設等の施設整備費等を助成する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連絡・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、地域密着型サービス等重点整備事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
<p>老人福祉施設等の整備を促進するため、施設整備費等に要する経費の一部を補助する。</p>	都	○								<p>身体機能が低下した高齢者の自立した生活を支えるための施設サービスの整備においては、既存施設の整備状況、施設配置の地域バランス、サービス利用者数の将来見込み等に配慮しながら、適切なサービスの確保と質の向上を図っていく必要がある。こうしたことから、都内全域を通じてサービス基盤を整備していくためには、都による全都的な視点に立った取組が不可欠であり、都が整備費の補助を行う必要がある。</p> <p>○地域の実情に応じて、事業者等に対する更なる支援が必要な場合は、区が個別に補助を行うことにより、サービス基盤をより一層充実させることが可能となる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

27 保育所等に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
									1 保育所等に関する事務	都区
<p>次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を推進する。</p> <p>(1) 保育所等に関する事務</p>	区	○							<p>○待機児童解消に向け多様な保育関連施設を確保するための短期集中的な助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、家庭福祉員の研修や認定子ども園に対する支援等については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
	都	○							<p>○大都市東京においては、増大かつ多様化する保育ニーズに的確に対応していくことが求められており、保育の必要度に応じて適切なサービスを利用できるよう、質の確保を図りつつ、サービス量を拡充していかねばならない。安心して子供を産み育てられる環境を都内全域において整備していくためには、区が地域の実情に応じて行う多様な取組を、都が区への補助等を通じて支援していくことが必要である。</p> <p>○また、事業所内保育施設への支援は企業等による次世代育成の取組を促進するものであり、院内保育事業への支援は看護師の確保対策の一環でもあることから、区が住民に提供する一般的な保育サービスとは性質が異なる。これらの取組を都内全域に広げていくため、都が引き続き実施していく必要がある。</p> <p>○一方、区は、保育の実施主体として地域の実情に応じた取組を着実に実施し、住民の保育ニーズに的確に対応していくことが求められる。</p> <p>○なお、現在、国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、新たな次世代育成支援のための構架が検討されており、新システムへの移行に際しては、再度、役割分担についての検討が必要である。</p> <p>○都区において上記の適切な役割分担がなされており、現状においては都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

28 子育て支援に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
<p>1 子育て支援に関する事務</p>	区	○							<p>子育て家庭を支援するための普及啓発や区市町村の取組みへの助成を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区に対する補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>(1) 子育て支援に関する事務</p>	都	○	○					○	<p>子育ては、社会全体で取り組むべき大きな課題であり、子供家庭支援施策においては、誰もが居住地を問わず、地域において安心して子育てをすることができ、誰もが居心地を確保していくことが必要である。そのため一定の基盤づくりは都の責務である。</p> <p>このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開すること、地域の実情を踏まえたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、子供家庭支援区市町村包括補助事業により区の取組を一層後押ししていく必要がある。</p> <p>子供家庭支援区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的事業については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。</p> <p>子育て支援とうきょう会議は、子育て支援の取組を、社会全体で東京全域において実現するため、行政や企業、NPOなど幅広い団体の参加を得て設立されたものであり、会議の開催や連絡調整等については、都が広域的に実施していく必要がある。</p> <p>都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

33 障害者の経済的基盤の整備に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
<p>1 障害者の経済的基盤の整備に関する事務</p> <p>(1) 障害者の経済的基盤の整備に関する事務</p> <p>障害者の経済的自立を図るため、重度心身障害者に対する手当を支給する。</p>	区								<p>○常時複雑な介護を必要とする障害者に手当を支給する方向で検討すべきである。</p> <p>○重度心身障害者手当は、心身に重度の障害を有し、常時複雑な介護を必要とする者に対し、経済的自立を支援するための手当を支給する都独自の制度である。このような障害の程度が著しい障害者にとつて、当該手当は生活する上での大きな糧となっており、地域性を超えた制度の安定的運用が求められる。また、昭和48年の制度発足時から一貫して都が事業主体となつて運用し、制度として都民・区民に定着し切っており、地域の実情に合わせた独自の生活基盤を確保していくことは広域自治体である都の責務であり、引き続き都が安定的に制度運用を行っていくことが望ましい。</p> <p>○重度心身障害者手当は、ただ単に、障害者手帳の等級が重度であるだけでは支給対象とならず、心身障害者福祉センターにおいて障害程度の審査・判定を受ける必要がある。この障害程度の審査・判定は、高度な専門性を要する事務であり、当該事務を区ごとに実施するのは非効率であるばかりか、実質的に審査・判定が困難となり、事業の実施に支障をきたすおそれがある。</p> <p>○一方、支給に係る申請受理等の窓口業務については、受給者の利便性の確保等の観点から、住民に身近な区において行うことが望ましい。</p> <p>○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	区
	都		○	○	○					都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

34 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	方	総合 評価
<p>1 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務</p> <p>(1) 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務</p> <p>区市町村が地域の实情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に関する事業を支援する。</p>	区								<p>考 え 方</p>	区
	都	都	○	○					<p>○ 区市町村が行う障害者福祉サービスに対する補助を行う事務であり、特別区が地域の实情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○ 障害者施策においては、支援を必要とするとする障害者の誰もが、居住地を問わず地域において安心して生活し働くことのできる環境を確保していくことが必要であり、そのための一定の基盤づくりは都の責務である。このため、各区が創意工夫に富んだ施策を主体的に展開することとで、地域の实情を踏まえたたきめ細かなサービスが都内全域に行きわたるよう、都は障害者施策推進区市町村包括補助事業により区の取組を一層後押ししていく必要がある。</p> <p>○ 障害者施策推進区市町村包括補助事業のうち、区が独自に取り組む先駆的的事业については、事例発表会を実施するなど、他の区市町村にも紹介し、都内全域での普及を図っている。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

38 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>1 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務</p> <p>(1) 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務</p> <p>重症心身障害児(者)の療育体制の整備に関する事務を行う。</p>	区	○							<p>○重症心身障害児(者)の療育体制を確保するための訪問検診や従事者の研修等行う事務であり、広域的な対応を要すると考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>(1) 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務</p> <p>重症心身障害児(者)の療育体制の整備に関する事務を行う。</p>	都	○							<p>○重症心身障害児在宅療育支援事業や進行性筋萎縮症検診委託事業については、特定の疾患や障害を対象としており、その対象が希少であることから、高い専門性が求められること、対象者が都内に散在しており、事業実施可能な団体も限られることから、事業効果・事業効果の観点から見ても、都が広域かつ一体的に取り組む必要がある。</p> <p>○例えば、重症心身障害児(者)に対する訪問事業は、保健師による面談を経て、都の対象者決定会議において専門的に審査を行い対象者を決定している。また、高い専門性や技術力が求められる状況にあることから、都が広域かつ一体的に事業を実施することが望ましい。</p> <p>○また、進行性筋萎縮症検診は、特定疾患患者に対する検診等事業であり、医療従事者や都民(ボランティア)の協力を得て、検診・相談のノウハウを有する特定の団体に委託して広域的に実施しているが、こうしたノウハウを持つ団体は稀有であり、また、年間に実施できる回数も少ないこと、都が都内全域を対象として一体的に実施することが望ましい。</p> <p>○都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

39 精神障害者の医療対策に関する事務									
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	総合
1 精神障害者の医療対策に関する事務									
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	総合
<p>精神障害者の医療費の助成や医療体制の確保を行い、精神障害者に対する保健・医療サービスを実施する。</p>	区	○							都区
<p>精神障害者の医療費の助成や医療体制の確保を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で、相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、医療費の助成については、住民生活に密着した事務であり、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	都	○	○	○	○	○			都

検討対象事務評価シート

E

任意共管事務

41 健康安全に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 健康安全に関する事務										
(1) 健康安全に関する事務 都民の健康安全に関する事務を行う。	区	○							○ 大気汚染による健康被害やアレルギー性疾患等に関する環境調査、普及啓発、医療費助成等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
	都	○ ○ ○						○	○ 大気汚染物質や花粉など、広域に飛散するものからの健康被害を予防・軽減し、都民全体の健康の維持向上を図るためには、限られたエリアでの対策ではなく、広域的にポイントを設定して実態調査を行い、データ解析・研究につなげることが重要である。特に、信頼度の高い疫学調査は、広域的な汚染・被害を指標とし、広範な地域でのサンプル無作為抽出による大規模調査を必要とするため、都が広域的に取り組んでいく必要がある。 ○ 例えば、花粉情報については、花粉が多摩地域や近隣の森林から都内へ広域に飛散してくるため、地域的な観測体制では効果はなく、都内全域の測定ポイントに加え、国や近隣の自治体と連携して広域的に情報を収集し、総合的に解析してはじめて、飛散予測が可能となるものである。 ○ アレルギー疾患は予防法や治療法が解明されていない。都民全体の健康の維持及び予防の観点から、都が主導して、実態把握や調査研究、普及啓発、さらには地域でアレルギー対策を推進していくための人材育成などに先進的に取り組んでいくことが求められる。 ○ 室内環境対策は、法令や国のガイドラインで規制されていない化学物質等について、大都市の居住環境の特性も踏まえて専門的に調査検討し、被害の未然防止のための情報提供を行うとともに、最新の知見による全般的対応指針を策定しようとするものであり、都が広域的観点で取り組んでいく必要がある。 ○ 都区において、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都